

平成23年12月20日

放送受信契約の未契約事業所に対する担当窓口変更通知の発送について

本日、放送受信契約の未契約事業所1件（大分県）に対し、担当窓口をNHK大分放送局から、東京のNHK営業局受信料特別対策センターに変更する旨の通知を送付しましたので、お知らせします。

九州の事業所に対する窓口変更通知は、ことし10月の1件（福岡県）に続き2件目、大分県の事業所に対しては初めてです。

【これまでの対応】

- ・NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- ・当該事業所については、これまでNHK大分放送局の営業現場において丁寧に対応してきましたが、これ以上対応を重ねても、自発的に契約していただくことは困難と判断しました。
- ・今後は、東京の営業局受信料特別対策センターで丁寧に対応を行いますが、どうしてもご理解いただけない場合は、訴訟の予告を行い、それでもなお応じていただけない場合は、やむを得ず民事訴訟を提起いたします。

【未契約事業所をめぐる全国の対応状況】

全国では、平成19年5月から先月までに、17件の事業所について窓口変更を通知し、うち15件については、その後、円満に契約を頂きました。残る2件（福岡県・静岡県）について、現在、話し合いを続けています。

なお、窓口変更の通知後、実際に訴訟を提起したのは2件（埼玉県・千葉県）ですが、ともにその後円満に契約を締結し、訴えを取り下げています。※上記15件に含まれます。